

平成 25 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 USEN
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 中村 史朗
(JASDAQ・コード番号: 4842)
問 合 せ 先 取締役副社長執行役員 CFO 馬淵 将平
電 話 番 号 (03-6823-7015)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 4 日開催の取締役会におきまして、単元株式数の変更および定款の一部変更を平成 25 年 11 月 28 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表しました、平成 19 年 11 月 27 日付け「売買単位の集約に向けた行動計画」および、平成 24 年 1 月 19 日付け「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」の趣旨を鑑み、当社単元株式数を変更するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 10 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

(4) 変更の条件

平成 25 年 11 月 28 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決することを条件といたします。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>10</u> 株とし、第 1 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。 (新設)	(単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100</u> 株とし、第 1 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。 附則 <u>第 8 条の変更は、平成 26 年 4 月 1 日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生日の翌日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更効力発生日

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

3. 単元未満株式の取り扱い

平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）までは、証券市場において従前の単元株式数（10 株）単位でお取引いただけます。したがって、ご所有の株式を証券市場で新たな単元株式数（100 株）単位になるまで取得頂くことも、証券市場で現在の単元株式数（10 株）単位で処分頂くことも可能です。

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）以降、100 株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主さまは、証券市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。

(1) 単元未満株式の買増制度（100 株への買増）

株主さまがご所有の単元未満株式とあわせて 1 単元（100 株）となるよう、当社が保有する自社株式（以下、当該株式）の範囲内で当該株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

(2) 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主さまがご所有の単元未満株式を買い取することを請求することができる制度です。

以上